

# 共同自主研究に関する手続要綱

平成 27 年 3 月 30 日制定

改正 令和 3 年 3 月 31 日

令和 4 年 11 月 4 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、共同自主研究の実施等について必要な事項を定めることを目的とする。

(申請者)

第 2 条 共同自主研究の申請を行おうとする者は、本学 2 年生以上の学生からなる 5 名以内の研究グループを組織しなければならない。

(届出)

第 3 条 前条の規定により組織された研究グループ（以下「研究グループ」という。）は、履修しようとする学期の履修登録締切日までに、様式第 1 号に定める「共同自主研究届出書」に「共同自主研究概要書」を添付の上、学務部教務課（以下「教務課」という。）に提出しなければならない。

(研究)

第 4 条 共同自主研究は、1 名以上の教員による指導を受けて行うものとする。

2 共同自主研究で扱うテーマは、研究グループで自主的に設定するものとする。ただし、グループの構成員の卒業論文のテーマと同一であってはならない。

(中間発表)

第 5 条 研究グループは、各学期の定められた日に行われる「共同自主研究中間発表会」（以下「発表会」という。）に必ず参加し、発表を行うこととする。

2 発表会では、参加するすべてのグループ発表を聴くものとする。ただし、授業その他やむを得ない事情があり、かつ、指導教員の許可を得た場合は、この限りでない。

(報告書)

第 6 条 研究グループは、共同自主研究が完了したときは、「共同自主研究報告書」（以下「報告書」という。）に、様式第 2 号に定める表紙をつけて、教務課に提出するものとする。

2 書式その他の細目については、指導教員が定め研究グループに指示をする。

3 報告書は、研究分担及び研究経過を明記し、A 4 版で 5 枚以上とする。

(提出日)

第 7 条 報告書の提出期限は、春学期は 8 月 20 日 17 時までとし、秋学期は 1 月 15 日 17 時までとする。

(評価)

第8条 共同自主研究の審査は、指導教員が行い、共同自主研究の成績として評価する。

(その他)

第9条 この要綱に定める期日が日曜日若しくは土曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日若しくは土曜日又は休日でない日を当該日とする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日改正）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年11月4日改正）

この要綱は、令和4年11月4日から施行する。

(参考) 期日の一覧

必要事項	春学期実施	秋学期実施
「共同自主研究届出書」提出期限	春学期履修登録締切日	秋学期履修登録締切日
中間発表会	春学期の定められた日	秋学期の定められた日
「共同自主研究報告書」提出期限	8月20日	1月15日

（宛先） 下関市立大学長

### 共同自主研究届出書

共同自主研究を下記のとおり行います。

記

#### 【研究テーマ】

--

#### 【共同自主研究者】

学籍番号	氏名

※1 グループ 5 名以内

#### 【研究指導教員】

氏 名	印 (自署の場合は押印不要)
	印 (自署の場合は押印不要)

※研究指導教員は複数でも可。

#### 【共同自主研究計画概要書】

別紙（A4 ワープロ打ち）で作成のうえ、本紙に添付して提出してください。

様式第2号（第6条関係）

（様式）

年度 学期		
共同自主研究報告書		
「 題 目 」		
指導教員名		
学科	学籍番号	氏名

（記入例）

2015年度春学期 <small>※西暦で記載すること</small>		
共同自主研究報告書		
「○○○○○○○○」		
指導教員	○○	○○
経済学科	130○○○	○○○○
国際商学科	141○○○	○○○○